

最終改正 (公 示 第 3 号
公 示 第 2 号
令 和 4 年 9 月 7 日)

衣浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに
貨物の積卸場所の指定について

関税法第24条第1項の規定による衣浦港における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を下記のとおり指定したので、同法施行令第22条第1項の規定により公告する。

平成13年7月1日

豊橋税関支署長 室 田 厚 次

記

1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外国往来船	交通経由場所
(1) 武豊北埠頭1号から3号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(2) 西2号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(3) 西3号から6号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(4) 亀崎1号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(5) 亀崎2号及び3号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(6) 高浜2号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(7) 東2号から4号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(8) JFEスチール7号地岸壁及び9号地棧橋にけい留する船舶	JFEスチール株式会社知多製造所正門警備室前通路、同製造所北門警備詰所及び同製造所南門警備詰所前通路
(9) 中日本グレーンセンタードルフィン棧橋にけい留する船舶	中日本グレーンセンター株式会社衣浦事業所機械棟玄関前通路

(10) 日鉄ステンレス株式会社衣浦事業所 所棧橋にけい留する船舶	日鉄ステンレス株式会社衣浦事業所正門 守衛所ゲート前通路
(11) 衣浦埠頭株式会社専用棧橋にけい留する船舶	衣浦埠頭株式会社前連絡橋前通路
(12) 出光興産株式会社碧南LPG基地 主棧橋にけい留する船舶	出光興産株式会社碧南LPG基地正門 ゲート前通路
(13) 株式会社JERA碧南火力揚炭棧橋南及び北にけい留する船舶	株式会社JERA碧南火力発電所貯炭場 保安室前通路
(14) 株式会社JERA碧南副資材岸壁AからFまでにけい留する船舶	株式会社JERA碧南火力発電所副資材 岸壁保安用フェンスの開門ゲート
(15) TTG揚炭棧橋及びTTG石炭灰 払出棧橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各棧橋に設置された保安 用フェンスの開門ゲート
(16) 上記各欄に掲げる船舶及び上記各欄 に掲げる船舶以外の船舶	衣浦港湾合同庁舎前面西1号物揚場道 路側取付護岸基部を起点として物揚場 沿いに南西へ60メートルの場所

2. 貨物の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
(1) 中央埠頭 西3号及び5号岸壁	半田市11号地	
(2) 衣浦港湾合同庁舎前面西1号物揚場 道路側取付護岸基部を起点として物揚場 沿いに南西へ60メートルの場所	半田市11号地	船用品、携帯品 及び別託送品に限る。
(3) JFEスチール7号地岸壁及び9号地 棧橋	知多郡武豊町7号地地先、9号地地先	
(4) 衣浦埠頭(株)専用棧橋	碧南市玉津浦町地先	
(5) 中日本グレーンセンタードルフィン ン棧橋	碧南市玉津浦町1番地先	
(6) 日鉄ステンレス株式会社衣浦事業 所棧橋	碧南市浜町1番地	
(7) 出光興産株式会社碧南LPG基地 主棧橋	碧南市2号地地先	
(8) 株式会社JERA碧南火力揚炭南 及び北各棧橋並びに株式会社JERA 碧南副資材AからFまでの各岸壁	碧南市港南町二丁目2番、10番	

(9) 武豊北埠頭 1号から3号までの岸壁	知多郡武豊町字5号地	
(10) 中央埠頭 西2号、西4号及び西6号岸壁	半田市11号地	
(11) 亀崎埠頭 亀崎1号から亀崎3号までの岸壁	半田市潮干町	
(12) 高浜埠頭 高浜2号岸壁	高浜市碧海町	
(13) 中央埠頭 東1号から東4号までの岸壁	碧南市港本町1番、港本町	
(14) T T G 揚炭棧橋及びT T G 石炭 灰払出棧橋	知多郡武豊町字竜宮2番 1地先、2番4地先	

附 則（令和4年公示第2号）

この公告は、令和4年9月12日から適用する。